第5章 地域医療体制

すべての市民が身近なところで安心して医療が受けられるよう、地域医療体制を推進していくことが重要です。

また、厚生労働省によると、急速な高齢化の進展に伴い、在宅医療を必要とされる方は、平成 37 年には、29 万人と推計されており、現在より約 12 万人増えることが見込まれており、在宅医療・療養のニーズの高まりとともに、その充実が求められています。

本市では、65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合である高齢化率は、平成 29 年に 26.6％、さらに平成 37 年には、27.9％まで上昇する見込みとなっており、要介護（要支援）認定数も、平成 37 年には、平成 24 年の 2 倍以上の 4,420 人になる見込みとなっています。

【重点目標】

市民が身近なところで安心して医療が受けられます。

1　地域医療体制の充実

【現状と課題】

・病気の症状に応じたより良い医療が受けられるよう病院と診療所が連携した病診連携が求められる中、かかりつけ医を決めていない人の割合が成人期で30.4%、中年期で25.7%となっています。市民が身近な所で、きめ細かな保健医療サービスの提供を受け、地域で健康に暮らしていけるよう、「かかりつけ医・歯科医・薬局」の定着を促進していくことが必要です。

かかりつけ医を決めている人の割合

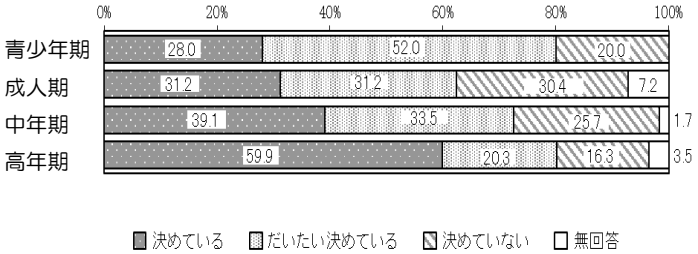

【行動目標】

医療機関・団体等が連携し、市民に密着した地域医療体制の充実を目指そう。

【行動目標実現に向けた主な取り組み】

個人・家庭の取り組み	○　自らの健康管理に努め、かかりつけ医をもちます。 ○　より良い医療のかかり方を身につけます。
地域（関係団体・機関）の取り組み	○　地域医療体制の充実に協力します。
市（行政）の取り組み	○　医療関係機関や団体との調整や支援を行います。 ○　かかりつけ医の普及や診療所と病院間の連携の強化を図り、市民が地域において適切な保健医療サービスが受けられる体制を充実します。

○　指標の目安

【全体の指標の目安】

項　　目	平成25年度	平成30年度の指標の目安	現状	指標の目安（平成35年度）
かかりつけ医を決めている人の割合	70.1%	90%以上	73.3%	90%以上

2　救急医療体制の充実

【現状と課題】

・休日、夜間も含めてすべての疾病や負傷に迅速に対応できる救急医療の 24 時間体制が確立されていますが、輪番制や近隣市との連携による救急医療体制の維持、強化が求められています。

【行動目標】

休日急患等の、救急医療体制の充実を図ろう。

【行動目標実現に向けた主な取り組み】

個人・家庭の取り組み	○　適正な救急医療の受診方法を身につけます。 ○　健康不安や心配がある場合は、あやせ２４時間健康相談を利用します。
地域（関係団体・機関）の取り組み	○　救急医療体制の充実に協力します。
市（行政）の取り組み	○　救急医療に関する情報の提供を行います。 ○　休日診療所・休日歯科診療所により、市民の救急医療サービスに努めます。 ○　広域行政及び医師会等関係機関との連携を強化し、小児救急医療 24 時間体制の維持及び、平日・夜間の診療や休日、祝日等の救急医療体制の充実に努めます。 ○　あやせ 24 時間健康相談の実施により、健康不安や心配の解消及び適正受診を推進します。

○　指標の目安

【全体の指標の目安】

項　　目	平成 25 年度	平成30年度の指標の目安	現状	指標の目安（平成35年度）
24 時間 365 日の二次医療体制（小児医療）確保の割合	100%	100%	100%	100%

3　在宅医療体制の推進

【現状と課題】

・急速な高齢化が進む中、在宅医療・療養のニーズが高まっていることから、住み慣れた地域や自宅で、医療を受けながら生活を継続することができるよう、情報の提供、家族支援を行っていくことが必要です。

在宅医療を知っている人の割合

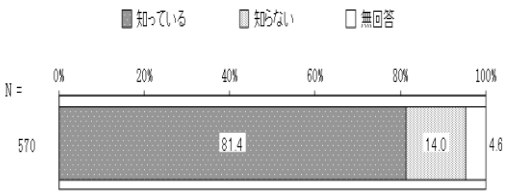

【行動目標】

在宅医療体制を進めよう。

【行動目標実現に向けた主な取り組み】

個人・家庭の取り組みの方向性	○　自らの健康管理を推進し、かかりつけ医、歯科医、薬局をもちます。 ○　訪問医等の指導に従い、健康管理に努めます。
地域（関係団体・機関）の取り組みの方向性	○　在宅医療体制の充実に協力します。
市（行政）の取り組みの方向性	○　かかりつけ医等に関する周知啓発をします。 ○　医療機関や医師会等と連携し、在宅医療の体制整備にむけた取り組みを支援します。

○　指標の目安

【全体の指標の目安】

項　　目	平成 25 年度	平成30年度の指標の目安	現状	指標の目安（平成35年度）
在宅医療を知っている人の割合	84.1%	90%以上	81.4%	90%以上